

# 三重大学教育学部研究紀要投稿規約

(昭和49年5月8日制定、平成元年2月22日改正、  
平成15年7月9日改正、平成20年6月11日改正、  
平成26年5月14日改正、平成27年5月13日改正、  
平成28年7月13日改正、平成29年4月1日改正、  
平成31年2月13日改正、令和元年7月10日改正、  
令和5年3月7日改正)

## 1 募集

研究推進委員会は、毎年度初めに、原稿募集要項を教授会において公表し、所定の場所に公示するものとする。

## 2 投稿資格

執筆者は原則として本学部又は本研究科教員とする。ただし、本学部又は本研究科教員以外の者の執筆は本学部又は本研究科教員との連名の場合に限る。本学部又は本研究科教員以外の執筆者についてはその所属、職名を記入する。

## 3 投稿部門

研究紀要の投稿部門は原則として、自然科学、人文科学、社会科学、教育科学、教育実践とする。ただし、部門の選択は各人の自由とする。

## 4 発行回数

研究紀要の発行回数は原則として年1回とする。

## 5 投稿申込み

投稿予定者は所定の投稿申込みカードに必要事項（氏名、予定題目、投稿部門、予定枚数及び別刷希望部数等）を記入し、締切り1ヶ月前までに研究推進委員会委員に提出するものとする。

## 6 締切り日

投稿締切り日は、原則として11月の第3月曜日とする。ただし、研究推進委員会は、その日の前後20日以内の範囲で締め切り日を調整することができる。

## 7 受理日

原稿は必要事項を記入した研究紀要投稿票を添えて研究推進委員会委員に提出する。研究推進委員会委員は受取った原稿の受領書を発行する。

## 8 投稿原稿

- (1) 投稿原稿は未発表のものとする。
- (2) 原稿は所定のカメラレディ形式の電子ファイルで提出する。その分量は、刷り上がり相当頁数で概ね16頁を超えないものとする。ただし、全般的編集に関しては、研究推進委員会に一任するものとする。
- (3) 書式その他体裁に関しても研究推進委員会に一任するものとする。
- (4) 和文論文題目には英文訳を、和文以外の論文の題目には和文訳および英文訳を必ず付記するものとする。
- (5) 筆頭執筆者は、各部門につき同一年度1人1編を原則とする。
- (6) 本文の一部や図・表・写真等を他の著作物から転載したり、オリジナルを掲載したりする場合、著作権に関わる問題や法令上の手続きは、投稿者があらかじめ処理するものとする。

(7) 掲載された論文の内容に関する責任は当該論文の著者が負うものとする。

#### 9 執筆者校正

(1) 執筆者校正は1校のみとする。

(2) 校正は誤植の訂正以外は認めない。

(3) 校正のための原稿とゲラ刷はすべて印刷所から執筆者への直送によるものとし、指定期日までに校正して印刷所宛返送するものとする。期限に遅れた場合には掲載を延期することがある。

#### 10 論文等の電子化及びコンピュータ・ネットワーク上での公開

(1) 掲載された論文等は、原則として、三重大学学術機関リポジトリ 研究教育成果コレクション MIUSE (以下「MIUSE」という。)等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。

(2) MIUSEにおける公開については、MIUSE運用指針に定めるところによる。

#### 11 刊行物

希望者には冊子体・抜き刷りを提供するが、それに関わる印刷経費はすべて希望者が負担するものとする。